



福井労働局発表
平成27年 5月20日

担当	福井労働局 総務部労働保険徴収室 室長 永田 俊一 室長補佐 岡倉 憲隆 電話 0776-22-0112
----	---

「平成27年度労働保険年度更新申告書」受付開始について

－労働保険年度更新期間は6月1日～7月10日です－

平成27年度労働保険年度更新の時期（6月1日～7月10日）を迎え、福井労働局、県下各労働基準監督署、社会保険・労働保険徴収事務センター（福井・武生・敦賀各年金事務所内）の窓口では、6月1日（月）から労働保険年度更新申告書の受付を開始します。

労働保険（労災保険・雇用保険）は、4月1日から翌年3月31日までを一保険年度としており、年度更新期間中に平成26年度の保険料の確定精算を行うとともに、平成27年度の概算保険料の申告・納付の手続きを行うものです。

このため、労働保険に加入している事業主は、7月10日（金）までに年度更新の手続きを行わなければなりません。

これらの手続きをされる事業主の利便性を考慮して、労働局・労働基準監督署等の窓口のほか、県下18ヶ所に申告書の受付会場（別添参照）を設け、その利用を呼びかけています。

受付会場では、労働局・各労働基準監督署の職員及び臨時労働保険指導員（福井県社会保険労務士会所属の社会保険労務士）が申告書の作成・記入方法等の説明指導を行います。